AREA Report 196 2009 年 4 月 3 日

「インドネシア:

一次産品輸出時の輸出信用状(L/C)使用義務化の商業相令」

三菱東京UFJ銀行 国際企画部CIBグループ

インドネシア政府は、3月5日プレスリリースを出し「4月1日から一次産品(パーム油、鉱物)輸出時の輸出信用状 (L/C)使用の義務化を実施する」ことを発表しました。今回、本件について、商業相令が発表されました。以下に、 商業相令の概要をお届けします。

今回の通達のポイントは以下の通り。

- 1. 輸出信用状(L/C)使用の義務化は「輸出申告書(PEB)1件当りの金額がUS\$100万を超える場合」であることを明らかにした。
- 2. 輸出申告書(PEB)1件の金額がUS\$100万以下の場合には、決済手段は、輸出信用状(L/C)でも、その他の国際的に貿易取引で利用される決済手段でも可能。
- 3. 輸出申告書(PEB)1件の金額に関わらず、本相令に規定された商品を輸出する業者は、国内外為取扱銀行で決済することが義務付けられる。
- 4. 規定された商品を輸出する業者は、「毎月」、輸出実績レポートを商業省国際貿易総局宛に報告する必要がある。(※以前は3ヵ月毎の報告とされていたが、「毎月」に変更されている。)
- 5. L/C決済義務と輸出申告書(PEB)へのL/C番号・日付記入義務は、パーム油(CPO)、鉱物は2009年4月1日から、コーヒー、カカオ、ゴムは2009年9月1日からである。
- 6. 既に契約のあるものは 2009 年 8 月 31 日まで L/C 使用義務の延期を申請できる。

以下、ご参考までに、本通達(10/M-DAG/PER/3/2009)の仮訳を記載いたします。

第1条

- (1) 本商業相令の添付リスト I に記載されているパーム油 (CPO) や鉱物などの商品、添付リスト II に記載されているコーヒー、カカオ、ゴムなどの商品を扱う輸出業者は輸出申告書 (PEB) 金額が USD1,000,000 を超える輸出の場合、国内外為取扱銀行を通じた L/C による決済が義務付けられる。
- (2) 本商業相令の添付リスト I に記載されている商品、添付リスト II に記載されている商品を扱う輸出業者は、輸出申告書(PEB)金額が USD1,000,000 以下の場合は国内外為取扱銀行を通じて、L/C もしくは国際的に貿易取引で利用される他の決済手段で決済をすることが出来る。

第2条

第1条で規定されている商品輸出の L/C もしくは他の決済手段の Export Proceed (輸出回収代金) は 国内外為取扱銀行を通じて申請、受取りをしなければならない。

第3条

- (1) 第 1 条 (1) で規定されている商品輸出においては、PEB に L/C 番号・日付を記載しなければならない。
- (2) 第1条で(2)規定されている商品輸出においては、以下をPEBに記載しなければならない。
 - (a) L/C もしくはその他の決済の方法
 - (b) L/C の番号・日付、もしくはその他決済手段の書類の番号・日付(If any)

第4条

PEB を使用する義務のない商品の輸出や、他の法律にて独自に定められている商品の輸出は本商業相令の適用を除外する。

第5条

- (1) 第1条で規定されている商品輸出を行う業者は毎月、完全かつ正確な輸出実績レポートを商業省 国際貿易総局宛てに報告しなければならない。
- (2) (1) の輸出実績レポートは毎月 10 日までに提出され、本商業相令の添付皿に記載されている PEB 番号、決済方法、輸出代金を受取る国内外為取扱銀行名と口座番号を含む。

第6条

- (1) 本商業相令の実施時点で、第1条で規定されている商品輸出において、国外の輸入業者側との契約が残存するものに関しては、商業相に2009年8月1日まで国内外為取扱銀行を通じたL/C使用義務の延期を申請することが出来る。
- (2) (1)にて規定される延期は商業省国際貿易総局長の局内チームの審査に基づく
- (3) (2) の局内チームは商業相により設立される。

第7条

- (1) 国内外為取扱銀行を通じての L/C 決済義務の開始は
 - (a) 第1条(1)にて規定されているパーム油(CPO)や鉱物の輸出については 2009 年 4 月1日
 - (b) 第1条(2)にて規定されているコーヒー、カカオ、ゴム等の輸出については2009 年9月1日
- (2) (1) (b) の商品の輸出については、2009 年 4 月 1 日から 2009 年 8 月 31 日まで L/C 若しくは国際 的に貿易取引で利用される他の決済手段で決済をすることが出来るが、国内外為取扱銀行を通じての決済が義務付けられる。
- (3) PEB への L/C 番号・日付の記載義務については
 - (a) (1) (a) の商品輸出については 2009 年 4 月 1 日から開始
 - (b) (1) (b) の商品輸出については 2009 年 9 月 1 日から開始
- (4) (1) (b) と第 1 条 (2) の商品輸出については、2009 年 4 月 1 日より PEB に以下を記載しなければならない。

- (a) L/C 決済もしくは他の決済の方法
- (b) L/Cの番号・日付、もしくは他の決済方法の書類の番号・日付(if any)

[以下は逐語訳をしておりません]

第8条 罰則

第9条 罰則の続き

第10条 添付別紙は本商業相令と不可分

第11条 詳細は商業省国際貿易総局長にて細則を定める

第12条 本商業相令により商業相令 01/M-GAG/PER//2009 は失効

第13条 本令の施行は2009年3月5日

本レポートに関するお問い合せ先 国際企画部CIBグループ 北村広明

E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。
- ・ 実際の適用につきましては別途インドネシア当局にご確認を頂きますようお願いいたします。